

奄美群島観光物産協会ホームページ制作事業及びECサイト構築事業に係る  
企画提案型プロポーザル実施要領

1. 業務名

奄美群島観光物産協会ホームページ制作及びECサイト構築事業

2. 目的

今後の世界自然遺産登録を見据え、英語表記対応のホームページを制作することにより広く奄美群島をPRすることを目的とする。また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、県内外でのイベント等の中止により販売機会が減少した奄美群島の特産品の販売促進に向け、ECサイトを構築し、特産品の需要拡大並びに知名度向上を図る。

3. 業務内容

- ① ホームページ制作業務。
- ② ECサイト構築業務。
- ③ ECサイトPR業務。
- ④ 事業成果報告書の作成

同事業において得られた内容、成果をまとめた成果報告書を提出すること。

4. 業務期間

契約締結日～令和3年3月5日

5. 募集方法

企画提案型プロポーザル方式

6. 提案上限額

本業務の業務委託上限額は、3,300千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

7. 企画競争参加資格要件及び業務実施上の条件

本業務への参加は、次の要件を満たしていることを条件とする。

- ① 本業務における主たる業務を実施する能力を有していること。  
なお、本業務における「主たる業務」とは、ホームページ制作業務、ECサイト構築業務、PR業務及び資金管理並びに事務局との連絡調整を指す。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定による破産法手続き開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）または民事再生法（平成11年法律第255条）第21条の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者かつ申立てをされていない者（更生計画または更生計画が認可された者を除く。）であ

ること。

- ④ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑥ 奄美群島内に事務所（本店・支店）を有し、本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有していること。
- ⑦ その他当該業務担当者との打ち合わせを行うこと。
- ⑧ 本企画提案においては、単体による参加のほか、複数者によるジョイントベンチャー（以下「JV」という。）方式による参加を認める。ただし、JV方式による提案を行う場合についても、共同提案者は②～⑤号の要件を満たす者とする。

## 8. 企画提案書で求めるテーマ（様式第2号）

- ① 業務内容①～③における実施フロー、内容等に関すること。

## 9. 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案書を作成すること。（様式等は、日本工業規格A4版とする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

- ① 事業の実施方針、実施体制、工程計画（様式第2号）
- ② 見積書（様式第3号）

※今回の委託業務に係る経費の内訳（任意様式）も合わせて提出すること。

※なお、参考資料として次年度以降の維持管理費、保守管理費の内訳（任意様式）も合わせて提出すること。

（レンタルサーバーの月額使用料及びその他経費、カード決済機能の利用手数料等も含めること。）

- ③ 過去における同様の業務の実績（様式第4号）

## 10. 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限：令和2年10月30日（金） 17時まで

期限までに提出された書類に不備がある場合は、受理しないものとする。

また、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもっても受理されないものとする。

- ② 場所：〒894-0023 鹿児島県奄美市名瀬永田町18-6 奄美会館1階

（一社）奄美群島観光物産協会（担当）松元、市田、小野

電話（直通のみ）：0997-58-4888

電子メール：[ichida@gntamami.jp](mailto:ichida@gntamami.jp)

- ③ 方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

## 11. 提出書類

- ア 参加申請書（様式第1号）
- イ 企画提案書（業務内容①～③について）（様式第2号）
- ウ 見積書（様式第3号）
- エ 経費の内訳（任意様式）

※なお、参考資料として次年度以降の維持管理費、保守管理費の内訳の提出（任意様式）  
（レンタルサーバーの月額使用料及びその他経費、カード決済機能の利用手数料等も含めること。）

オ 過去の業務実績（様式第4号）

カ 誓約書（様式第5号）

※申請様式第1号～第5号については、奄美群島広域事務組合ホームページからダウンロード  
のうえ作成すること。

上記のア～カに加えて、次の書類を添付のうえ提出すること。

▶法人の場合

- ① 定款の写し
- ② 直近2カ年に係る財務資料（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- ③ 法人登記に係る履歴全部事項証明書（登記簿謄本）（応募提出時点で最新のもの）
- ④ 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書（応募提出時点で最新のもの）

▶個人の場合

- ① 身分証明書（住民票、健康保険証、運転免許証、離島割引カード等）の写し
- ② 市町村税（市町村・県民税・固定資産税）の納税証明書（応募提出時点で最新のもの）

※当協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

12. 提出部数

原本1部（法人・個人それぞれの添付書類）

13. 本業務説明書の内容についての質問の受付及び回答

- ① 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参、郵送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする。（電子メールの場合には着信を確認すること）

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

受付時間：令和2年10月13日（火） 9時00分より

令和2年10月21日（水） 17時00分まで

- ② 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日間（休日を含まない）以内に応募者全員へ電子メールで回答する。

14. 選定方法

- ① 本業務に提案書を提出した団体については、応募書類を基に、審査会により審査する。

日時：令和2年11月6日（金）

- ② 選定方法

参加者からの提案のあった提案書の内容を総合的に審査したうえで順位を定め、内容等が優れたものを選定する。

15. 審査評価基準 審査にかかる評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点
提案の観点	本業務の目的、条件並びに内容の取組みを理解しているか。

提案の方法	業務の実施方式、実施フロー、工程表が妥当であるか。また、テーマに対する企画提案に説得力があり、魅力的な提案内容であるか。
提案の体制	業務を実行するための体制として提案内容は妥当か。
提案の実績	類似の業務実績があり、その内容から本業務の遂行能力があると認められるか。
提案の費用	見積額が業務委託上限額の範囲内であり、明瞭で明確、適正であるか。

#### 16. 審査結果

審査結果については、提案者それぞれに書面で通知する。

#### 17. スケジュール

申請等に関するスケジュールは以下のとおりです。

日 程	内 容
令和2年10月13日(火)	(1) 企画提案募集公開・開始
10月13日(火)	(2) 質問の受付開始
10月21日(水)	(3) 質問の受付締切
10月30日(金)	(4) 企画提案書の提出締切
11月6日(金)	(5) 審査会開催予定
11月初旬	(6) 審査結果通知
11月中旬	(7) 委託契約締結
令和3年3月5日(金)	(8) 委託契約履行期限

#### 18. 本プロポーザルに係る留意事項

- ・提案が選考された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選考したものであるが、契約手続きの完了までは、(一社)奄美群島観光物産協会との契約関係を生じるものではない。
- ・選考された者の提案の中に虚偽があった場合、提案の有効性を取り消し、契約手続きの交渉を取りやめることがあります。

#### 19. その他

- ① 契約書等の作成にかかる費用については提案者の負担とする。
- ② 提案された提案書については提案を行った者に無断で使用することはない。
- ③ 提案された全ての提案書を返却しない。
- ④ 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- ⑤ プロポーザルは、実施事業者の選考を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては提案内容にかかわらず、事務局等の意見の反映を求めることがある。

#### 20. 本件に関するお問い合わせ先

場所：〒894-0023 鹿児島県奄美市名瀬永田町18-6 奄美会館1階

(一社)奄美群島観光物産協会 (担当) 松元、市田、小野

電話 (直通のみ) : 0997-58-4888 電子メール : [ichida@gntamami.jp](mailto:ichida@gntamami.jp)